

# 承久の乱

——転回する怨霊鎮魂問題と鎌倉武士の心性

李 世淵

はじめに

日本中世社会をめぐる戦後歴史学の研究動向を振り返ってみると、およそ一九八〇年代以降、国家論・体制論にとられない多様な議論が展開している。政治史中心の歴史叙述が止揚され、社会史・文化史への転換が模索されているのである。

こうした研究動向のなか、ここ数年中世社会における怨霊の存在が注目されつつある。たとえば、山田雄司氏は学際的な方法をもって中世社会最大の怨霊——崇徳院怨霊の鎮魂問題について綿密な考察を行なわれており、山本幸司氏は怨霊鎮魂の場としての鶴岡八幡宮の存在に注目されている。さらに、桜井英治氏は室町人の精神を語ってゆく上でまず室町亭を彷彿う怨霊に着目されており、清水克行氏は室町社会を襲った応永の大飢饉の裏側に蠢く怨霊の存在を強調されている。

このように中世社会における怨霊への関心が高まっているが、怨霊鎮魂問題の中世的特徴への見直しは提示されずにいるのが現状である。怨霊鎮魂問題を綿密に掘り下げた研究が全くないわけではない。先にあげた研究のほかにも、たとえば、後鳥羽院怨霊・後醍醐天皇怨霊の鎮魂問題や、安国寺・利生塔の設定問題をめぐっては、優れた研究成果が蓄積されている。だが、これらの研究成果は一つの脈絡から把握されることなく、分節化しているように思われる。

このような先行研究の限界を乗り越えるためには、まず、怨霊鎮魂の主体を特定し、その目線に沿って関連事例を一つ一つ解き明かしていく作業が必要だろう。

本論文は、この問題意識に基づき、中世武士の視点から怨霊鎮魂問題を解明していく準備として、承久の乱直後怨霊鎮魂問題がいかに展開していったのかを考察するものである。朝廷の武力放棄宣言に象徴されるように、朝廷と幕府が正面

から衝突した承久の乱は、朝廷と幕府の力関係を決定づける転機だった。承久の乱による力学関係の急転は、怨霊鎮魂問題にも少なからぬ影響を及ぼしたのであろう。本論文では、その実態を探るべく、まず怨霊鎮魂問題を重要な政治懸案と位置づけていた慈円の願文を検討し、次いで高野山金剛峯寺根本大塔の修造問題を取りあげ、最後に都市鎌倉の空間整備問題を考察しながら鎌倉武士の心性の一端を垣間見てみたい。

### 一 慈円の願文が語ること

三人の上皇が事実上謀反人として流されるなど、承久の乱によって生じた数々の非常事態は、公家社会をして再三怨霊鎮魂問題に目を向けさせるきっかけとなっただろう。寿永二年（一一八三）十一月、武士が治天の君を直撃した未曾有の事態―法住寺合戦の際、公家社会では崇徳院怨霊の蠢動が強く意識され、その鎮魂が丁寧<sup>10</sup>に試みられたが、承久の乱に際しても何らかの怨霊の蠢動が懸念され、その鎮魂が試みられたと予想されるのである。この問題を考えるため、本節では、承久の乱直後認められた慈円の願文<sup>12</sup>に注目してみたい。

史料一 「慈円願文」〔鎌倉遺文〕三〇三八号<sup>13</sup>

金剛仏子<sup>14</sup> 久しう大願を發し、齡すでに七旬なり。

（中略）、爰に仏子、知名の歳に及ぶの後、前座主たる

の間、重ねて三世を思慮して、無二の大願を發し、上皇に奏し執柄に達して、伽藍を建立し、始めて大善を置く。一は大懺悔の道場、（中略）、この修善をもつて、一向怨霊・雅器の授苦に資し、国土安穩の祈請を致す。二は熾盛光の壇場、長日六座を行法す。今輪・仏眼・薬師・不動・熾盛光・法華是れ也。（中略）、そもそも上皇例に任せて御願寺を建立せらるべし、しかるに今その地無しと云々。仍つて白河旧房師跡の地をもつて院庁に進らせ、則ち建立供養し、叡慮が如く遂げられ早く畢ぬ。十五箇年を経るの後、忽ちまた破られ他所に渡し了ぬ。（中略）、仏子、道場を他処に渡し、広大の興隆を企つるも、その大成就院堂舎、炎上し忽ち訖ぬ。すなはちその年また造営するも、四・五年の後、承久二年また炎上し訖ぬ。同三年この天下大事ありて、六月東将洛中に打ち入るるの後、一向また数座の行法退転す。（中略）、元久元年三月八日をもつて、始めて上件の行法らを修したるの後、去年に至るまですでに十八箇年也。（中略）、これより仏子、更にまた法の冥加を憑み、仏の機感に歸りて、師跡の勝地最勝四天王院旧跡に属して、三箇の道場を建立し、数座の行法を始めんと欲す。（中略）、

時に貞応元年十二月日仏前に啓白す。祈請の始終、

冥感の首尾を知らんがため也。

重ねて請ふ。これを案ずるに、今の將軍若君は、すなはち前撰政殿下の賢息、外祖は前太政大臣也。(中略)、末代の治國、道理の至極也。仍つて武家の息災安穩、禍を転じて福と成すは、王法の本意、利生の素懷也。次にこの大成就院勤行は、一向將軍御祈として、件らの顯密甚深法を興行せんと欲する也。若し然れば、今更殊に伴らの行法をもつて山洛に分ち置き、懇念を抽でて懈怠なきの條、將軍御扶佐の人々、二品禪尼御同心し、尤も□処分してその実を成すべきもの也。將軍御祈は、惣じてもつて武士らの祈禱也。そのうち二品御沙汰として、具に人々に仰せ合はせて、この大成就院熾盛光法らをもつて、將軍御祈並びに公家御祈願となすべきの由、仰せ下さるべき也。(中略)、かくのこときの道理、争かその沙汰無からんや。仍つて恐れながら計ひ申すところ也。新法皇御早世し、義時期臣頓滅す。大乱勝負の後、冥衆の擁護によつて、天下違乱無しと雖も、祈請の遅引によつて、主人若しくは衰患あるか。凡そ道理の露顯するところ、更にもつて疑殆あるべからざるか。

史料一によれば、慈円は元久元年(一二〇四)以来、怨靈

鎮魂の道場などを備える大成就院を建立して行法を行つてきた。ところが、その道程は必ずしも平坦ではなかつた。大成就院は最初白河旧房師跡の地にあつたが、ここが後鳥羽院御願寺(最勝四天王院)の敷地と定められ、大成就院は移転を余儀なくされた。移転先で大成就院は焼失を繰り返して、さらに承久の乱によつてその行法は退転してしまつた。そこで、慈円は貞応元年(一二二二)大成就院のさらなる興行を試みた。

ここまでが前半部であり、「重ねて請ふ」から始まる後半部は、その二〜三年後書き綴られたものとみられる。というのも、この後半部に「義時期臣頓滅す」と、元仁元年(一二二四)六月十三日に死んだ義時のことが記されているからである。慈円は嘉祿元年(一二二五)九月廿五日に死んでいるから、願文の後半部は、元仁元年(一二二四)六月・嘉祿元年(一二二五)九月の一年余りの間に認められたこととなる。さて、慈円は、願文の後半部で次のように語る。前撰政九条道家の子息で、前太政大臣西園寺公経の外孫である頼経が鎌倉へ下向し將軍となつてゐることは、末代の道理である。熾盛光法など大成就院における行法は、「將軍御祈」として、北条政子以下幕府の人々が沙汰すべきである。承久の乱以降冥衆の擁護によつて平穩な時期を迎えたが、祈願の遅引によつて「主人」が衰患するのかもしれない、と。<sup>15</sup>

ここでまず目をひくのは、慈円が熾盛光法を将軍・公家共同の祈願とすべきであると主張している点である。熾盛光法は、九世紀半ば真言宗に対抗しうる教判を求めて渡唐した円仁によってもたらされた修法で、天皇の本命星（北極星）に祈禱し、天皇の息災延命を祈願するものであり、その後、七仏薬師法・普賢延命法・安鎮法とともに山門の四大大法の一つとして定着したものである<sup>16</sup>。このような性格をもつ修法を公武共同の祈願とすべきであるという慈円の認識は過激ともいえよう。いずれにせよ、このような慈円の認識は、もはや朝廷と幕府は運命共同体であるという彼なりの見通しに基づくものだろう。

ところで、いまひとつ注目せざるをえないのは、一連の行法を沙汰すべき主体として慈円が目しているのが、朝廷ではなく政子以下幕府側である点である。おそらく慈円は、幕府の力が朝廷を圧倒し、さらに甥の九条道家が失脚した現実をうけ、大成就院興行実現の期待を幕府側へ託そうとしたのであろう。

このように、元仁元年（一二二四）あるいは嘉祿元年（一二二五）、慈円は朝廷と幕府を運命共同体と把握し、幕府による大成就院興行の実践を祈願したのであるが、慈円がこの時期にいたって大成就院の更なる興行を祈願したのはなぜか。それは、慈円が、後高倉院・義時の頓死からだただならぬ

冥衆の働きを感じ取ったからだろう。要するに、慈円は承久の乱で発生した怨霊の蠢動を懸念し、その鎮魂を幕府主導で行うことを祈願したものと考えられる。

幕府が貞応二年（一二二三）四月八日備中国大井庄を頼經祈禱料として慈円に寄進していることを考えれば、元仁元年（一二二四）→嘉祿元年（一二二五）頃幕府によるさらなる寄進も想定されよう。とすれば、ここで、公家社会の要望による幕府の怨霊鎮魂行事沙汰、という風景が浮かび上がってくるのだが、それはまだ明確なものとはいえない。そこで、この風景を確かめるべく、貞応元年（一二二二）金剛峯寺根本大塔修造の勧進について検討してみたい。

## 二 金剛峯寺根本大塔の修造

貞応元年（一二二二）四月、隨心院流を汲む遍照光院住持良印<sup>18</sup>が、金剛峯寺根本大塔修造の勧進許可を朝廷に求めてきた。

史料二 「太政官符」〔鎌倉遺文〕二九五九号

太政官符 南海道諸国司

応に伝灯大法師位良印をして国内を勧進し紀伊国高

野山大塔を修造せしむべきこと

右、良印去月十二日奏状を得るに俾く、謹んで旧貫を

考ふるに、大塔は弘法大師草創の基跡也。(中略)、延喜年中国司収公し、故に明神崇りを成し、忽ち玉体の不予に及ぶ。寛弘の比、寺領半籠し、故に天下静かならず。(中略)、よって二代ともに官符を下し、もとのごとく寺領に直し改む。かの時また成功に付し、彼の塔を修造せらるるによつて、国土安穩し人民豊樂す。(中略)、早く二代の佳例に任せて、宜しく成功に申し付くべしといへども、国家の大営少なからずして、人民の勤役隙なし。ただ棘心の弘願を發し、檀那の施与を勧めんと欲す。(中略)、從二位行権中納言源朝臣通方宣す。勅を奉るに、京畿七道を勧進し、宜しく修造せしむべしてへれば。諸国承知し、宣によつてこれを行へ。符到らば奉行せよ。

(中略)

貞応元年五月十二日

この太政官符に引用されている良印の奏状によれば、良印はとくに延喜・寛弘年間(九〇一〜九二三・一〇〇四〜一〇一二)の例に倣つて金剛峯寺根本大塔を修造すべきであると、その方法として成功ではなく、勧進を採択すべきであると主張している。この良印の主張に対し、五月十二日太政官符が下されたわけだが、史料二は、おそらく京畿七道に下さ

れた複数の太政官符のうち、南海道諸国へ下されたものだろう。

こうして朝廷の許可を手に入れた良印は、諸方面で勧進活動を行ったと思われるが、とくに『高野春秋』巻第八・貞応二年二月条には、「良印上人〔遍照光院住持なり〕、久しう惴ろに鎌倉に訴ふるなり」「偏へに身命を祖師に委ねて、京都及び鎌倉に奏請し奉るなり」(中略)、よつて伝奏に訴へ、執権に願ひ、奏して五畿七道貴賤諸人大勧進の旨ならびに奉書を下し給る。而して諸州百家を順廻し、成風の大功を終へをはんぬ」とみえ、良印が幕府側にも積極的に働きかけたことが確認できる。実際、幕府は根本大塔修造に全面協力した。

史料三 「北条義時下知状」(「鎌倉遺文」三〇〇一号)

紀伊国高野山内大塔修造のこと、勧進上人良印、官符を申し賜るところ也。子細、状に載る。五畿七道の間、將軍家の家人・地頭・住人らの中、有情の輩、おのの堪ゆるに随ひて奉加すべきの状、仰せによつて下、件のごとし。

貞応元年九月廿五日

前陸奥守平(花押)

史料四 「関東御教書案」(『鎌倉遺文』三〇五二号)

高野山大塔五畿七道勸進を致し造立すべきの旨、良印上人仰せ付けられ畢ぬ。大衆合力し、早速成風の功を遂ぐべしとすべし。新寄進として泉州池田郷、これを遣す。全く寺納とすべし。弥う国家快樂の丹誠を抽ぶべきもの也、仍つて執達件のごとし。

貞応二年二月十六日

前陸奥守

史料三・四によれば、「前陸奥守(平)」は北条義時は史料二の太政官符に基づき、北条政子の仰せを承つて五畿七道の將軍家人・地頭・住人に奉加を勧めたり、和泉国池田郷を寄進している。このことをもつて、良印の勸進活動が幕府だけに向けられていたとは断定できないが、承久の乱直後朝廷に勸進を支えるだけの実行力がなかったことは間違いないだろう。史料三・四に「五畿七道」という表現が繰り返して登場していることを考えれば、幕府が全国に及ぶ良印の勸進活動を大きく支えていたと考えられる。幕府の協力のもと、根本大塔は、暦仁元年(一二三三)落慶供養される。

ところで、先に良印が幕府に積極的に関与したことについて述べたが、それでは良印が幕府側に持ちかけた勸進の論理とは何だろうか。それを直接的に窺わせる史料はないが、良印が幕府と接触するにあたって、史料二にみえる論理を持

ちかけたとは思えない。延喜・寛弘の先例など、幕府には無縁のものなのである。良印が幕府の支援を誘う手取り早い方法は、自分の勸進活動が、当時幕府が抱え込んでいる懸案に直結すると訴えることであつたらう。

この視点から貞応元年(一二三二)頃の幕府の懸案を考えてみると、承久の乱によつて生じた怨霊の鎮魂問題が浮かび上がってくる。たとえば、承久の乱直後六波羅探題の北条泰時は怨霊鎮魂施設「廿日堂」を京都に建てており、後述するように、幕府は元仁元年(一二二四)以降怨霊の蠢動が懸念される鎌倉外郭の処刑・梟首・首実検の場を霊所祓・祭の施行場所として整備してゆく。

このような状況のもと、良印が思いついたのが、鏝阿の要請による後白河院の根本大塔への寄進だったのでなかろうか。以下、関連史料を掲げて詳しく検討してみよう。

史料五 「後白河院序下文」(『鎌倉遺文』一〇一号)

院序下す 備後国在庁官人等

早く当国大田庄を以つて金剛峯寺根本大塔領とし、長日不断金剛胎藏両部大法用塗料に充つべきこと

右、彼の寺沙門鏝阿今月三日解状を得るに俾く、謹んで案内を検ずるに、当寺は秘蜜上乘興隆の仁祠、弘法大師入定の古廟也。(中略)、然るの間、近年以降、逆

乱かたがた起こり、華夷閑かならず。存者朝朝暮暮怖  
畏を抱き、亡者生生世世苦果を招く。これを聞きこれ  
を思ふに、魂を焦し肝を焦す。更に何の計を以つて対  
治すべし。また何の縁を以つて引導すべし。つらつら  
利益の甚深を憶ふに、蜜教の功力に如かず。蜜教諸行  
の中、大日を以つて最尊とす。これより当山根本大塔  
において、昼夜不斷に金剛胎藏両界供養法を勤修すべ  
き也。(中略)、申請に任せて、彼の庄所当を以つて、  
長日不斷金剛胎藏両部大法用途に充てんがため、永く  
根本大塔領に寄せ置かるるところ也。未来の際に至る  
迄、更に牢籠を致すこと勿れ。在庁官人並びに庄宜し  
く承知すべし。件に依りこれを用へ。敢へて違失すべ  
からず。故に下す。

文治二年五月 日 (下略)。

史料六 『吾妻鏡』文治二年七月廿四日条

廿四日己亥、仙洞御願として、平家怨靈を宥められん  
がため、高野山において大塔を建立せられ、去る五月  
一日より嚴密御仏事を行はる。而して供料所、備後國  
太田庄を以つて御手印を加へ、今日寄せ奉らるるとこ  
ろ也。但し土肥弥太郎妨げを成すの由、其の訴へ出来  
するに依つて、殊に仰せ下さるるの間、早く庄家より

退出すべきの旨、今日二品これを下知せしめ給ふと  
云々。

高野山金剛峯寺根本大塔長日不斷金剛胎藏両部大法は、鏝  
阿が寿永年間(一一八二―一一八四)から後白河院の支援を  
えて行つてきたが、当初それは内乱終息を祈願するものであ  
つた。このような性格は、文治元年(一一八五)平氏の滅亡  
をうけて変容したらしく、文治二年(一一八六)四月廿二日、  
つまり史料五の「院庁下文」が発給される前月に下された  
「後白河院宣」の写し<sup>24</sup>には、「平家一類滅亡せしむるの処、自  
己逆心がためと雖も、且つは遺恨を含むか。其の怨靈を宥め  
んがため、高野山において、御巾の法事、執行せしむべし」  
という、後白河院の肉声が採録されている。つまり、怨靈鎮  
魂行事へ転換したのである。とすれば、史料五もその趣旨は  
変わるまい。鏝阿は存者の怖畏、亡者の苦果を救うべく、怨  
靈鎮魂行事を施行しようとしたのであろう。後白河院は鏝阿  
の要請を受け入れ大田庄を寄進したのだが、このことは史料  
六からも確認できる。また、史料六からは、根本大塔におけ  
る仏事の目的が平氏怨靈の鎮魂にあったことが改めて確認で  
きる。

要するに、文治年間(一一八五―一一九〇)金剛峯寺根本  
大塔には怨靈鎮魂の場としての機能があつたわけであり、良

印がこのことを知らなかったはずがない。むしろ、良印は貞応元年（一一二二）の状況を積極的に文治二年（一一八六）のそれに重なり合わせ、怨霊鎮魂の論理をもつて幕府側に働きかけたのではなからうか。

このように、貞応元年（一一二二）以降幕府の全面協力によつて行われた根本大塔興行の背景には、幕府を動かさしめる論理が想定され、それはほぼ間違いなく怨霊鎮魂の論理であつたと考える。この推測が許されるのであれば、ここに、公家社会の要望による幕府の怨霊鎮魂行事沙汰、という風景も明確にみえてくるだろう。承久の乱後における幕府の位相の変化という事態は、怨霊鎮魂問題をめぐつても着実に進んでいたのである。

ところで、承久の乱を転機に高野山まで上り詰めた鎌倉武士たちは、自分の境遇をどのように受け止めていたのだろうか。幕府の影響力が拡大したということ、お祭り騒ぎの日々を送っていたのだろうか。この問題を考えるため、次に嘉祿元年（一一二五）鎌倉の一境域で行われた八万四千基塔の供養に注目してみたい。

### 三 怨霊の鎮魂と都市鎌倉の空間整備

まず、関連史料をみてみよう。

史料七 『吾妻鏡』嘉祿元年九月八日条

八日丙寅、多胡江河原において、八万四千基石塔を立てんがため、弁僧正、門弟らこれを相具す。武州・駿州・三浦駿河前司以下行き向はれ、沙汰せらると云々。

史料七によれば、嘉祿元年（一一二五）九月八日「武州」<sup>25</sup>北条泰時、「駿州」<sup>26</sup>北条重時、「三浦駿河前司」<sup>27</sup>三浦義村は、八万四千基塔を立てるため、多胡江（田越）河原へ向かつた。当時八万四千基塔の供養には怨霊鎮魂の機能が期待されていたが、田越河原（現逗子市所在）<sup>28</sup>は、かつて平惟盛の子息六代御前が処刑された場所であり、また承久の乱で京方についた三浦胤義の子供たちが伯父の義村に斬られた場所だから、怨霊鎮魂を目的とする石塔供養の場所としては適切といえよう。

ところで、上記史料に当時鎌倉仏教界の最高権威だった弁僧正定家<sup>29</sup>の名がみえること、さらに執権泰時・小侍別当重時・三浦氏の惣領義村など幕府の要人たちが揃つて臨席していることを考えれば、この供養行事にはただならぬ意味が込められていたと判断される。

そこで注目されるのが、この年六月に大江広元が、七月に北条政子が相次いで死んでいることである。怨霊の跳梁は、とくに怨霊発生 の責任者やその親縁者の頓死をきっかけに深



刻に認識されるものであり、その結果、当該怨霊を慰めるべく新たな鎮魂施設が建てられたり、鎮魂行事が行われる。この理屈からすれば、承久の乱を大きく支えた広元・政子の相次ぐ死去が、幕府の人々をして怨霊の跳梁を思い起こさせたとしても不思議ではない。

このように、嘉祿元年（一二二五）における八万四千基塔の供養は、承久の乱によって発生した怨霊の爪あとを受けて行われたものと捉えられるが、その供養場所の田越河原では寛喜二年（一二三〇）靈所祓が行われている。<sup>29</sup>

靈所祓、つまり七瀬祓とは、本来天皇の身体に収斂する平安京の清浄を維持するために、平安京の境界に立つ七ヶ所の河原で行われる祓のことである。祓の行われた場所は、『拾芥抄』『河海抄』などから確認され、さらにその作法は『禁秘抄』に詳らかである。鎌倉では承久元年（一二一九）三寅（後の九条頼経）の南向をうけて初めて行われたが、とくに「関東初例」と称された元仁元年（一二二四）の施行以降本格的に行われるようになった。<sup>32</sup>

ところで、元仁元年（一二二四）七瀬祓が行われた場所としては、由比浜・金洗沢池・固瀬河・六連・狛河・杜戸・江島龍穴があがっており、田越河原の名はみえない。おそらく、田越河原は、元仁元年（一二二四）〜寛喜二年（一二三〇）の間、何らかの理由によって新たに祓の場所として加えられ

たのだろう。

この問題と関連して注目したいのが、祓の場＝祭の場であることである。祓が内側の穢を外側に放り出すのに対し、祭は外側の邪気が内側へ侵入するのを防ぐ役割を果たす。鎌倉でも靈所祓とともに靈所祭が行われているが、この祭によって鎌倉への侵入が阻まれる邪気には当然怨霊も含まれる。

このような祭の機能を踏まえて、上記した靈所祓の施行場所を見つめてみれば、その大半が処刑・梟首・首実検の場として機能していたことに気づく。たとえば、①由比浜の場合、義経と静の間に生まれた子が捨てられ、和田合戦後義盛以下の首実検が行われ、承久の乱の際右馬允明長が斬首されようとした場所である。<sup>37</sup> さらに、日蓮の記した『撰時抄』には「建長寺・寿福寺・極楽寺・大仏・長楽寺等の一切の念仏者・禅僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頸をゆひのはまにて切らずは、日本国必ずほろぶべしと申候了」とみえる。<sup>38</sup> ②金洗沢の場合、承久の乱の際源光行が斬首されようとし、謀叛を起こした若宮禪師公暁の首が梟首された場所である。<sup>39</sup> ③固瀬河の場合、治承・寿永の内乱期に大庭景親・左中太常澄が梟首され、和田合戦後に和田常盛・横山時兼ら二三四人の首が梟首された場所である。<sup>41</sup> ④六浦の場合、上総五郎兵衛尉忠光が梟首された場所である。<sup>42</sup>

このように、鎌倉における靈所祓・祭の場は、大体処刑・

梟首・首実検の場と重なり合っているのだが、このことはま  
ったくの偶然とはいえないだろう。すなわち、由比浜・金洗  
沢・固瀬河・六浦などは怨霊の跳梁が懸念される場所として  
認識され、それゆえ靈所祓・祭の場所として編成されたので  
はなかるうか。

鎌倉における靈所祓・祭の施行場所の編成原理をこのよう  
に捉えれば、寛喜二年（一一三〇）田越河原が七瀬祓の場所  
として登場してくるのも理解しやす。つまり、嘉祿元年  
（一二二五）、承久の乱を大きく支えた広元・政子の相次ぐ死  
去をうけて八万四千基塔が供養されるなか、田越河原は改め  
て怨霊跳梁の予想される場所として認識され、その結果新た  
に靈所祓・祭の場所として編成されたのだろう。

このように承久の乱は都市鎌倉の空間整備に大きな影響を  
与えたが、この一連の経緯は承久の乱後における鎌倉武士た  
ちの心性の一端を物語っているのではなかるうか。承久の乱  
後鎌倉武士たちは、朝廷との戦いで勝利したということでは  
たすら喜んでいるわけにはいかなかった。彼らは、承久の乱  
によって生じた怨霊の標的となったのである。彼らは、いつ  
何処から差し向かってくるかわからない怨霊の存在を常に意  
識しながら生活していたのではなかるうか。襲い掛かってく  
る怨霊の脅威から鎌倉を守るためには、怨霊の浸透ルートをも  
固めなければならぬ。元仁元年（一二二四）以降田越河原

など靈所祓・祭の施行場所の整備は、この脈絡から理解でき  
よう。<sup>43</sup>

おわりに

ここまで考察してきたように、怨霊鎮魂問題は承久の乱を  
通して大きく転回した。朝廷と幕府の力学関係が大きく揺れ  
動いた結果、怨霊鎮魂問題における幕府の位相は飛躍的に高  
まった。だが、その位相は、幕府が朝廷から奪い取った戦利  
品のようなものではない。それは、戦乱の勝者である幕府が、  
否応なしに背負わざるをえない重荷だった。怨霊の跋扈への  
懸念に発端をもつ都市鎌倉の空間整備は、承久の乱後におけ  
る鎌倉武士たちの胸のうちを表象しているといえよう。

さて、冒頭で述べたように、日本中世社会をめぐる歴史学  
研究の方向性は、およそ一九八〇年代を面期として大きく転  
換し今日にいたっている。未だ中世社会の全体像への見通し  
は不透明であり、依然として解体作業が続いているといえる。<sup>44</sup>  
研究の細分化を危惧する声も聞えるが、それは伝統的な歴史  
学の関心分野における問題であって、かつて歴史学が顧るこ  
とのなかった領域の開拓による研究の細分化はむしろ望まし  
いだろう。今後も怨霊鎮魂問題をめぐる中世武士の心性を手  
掛かりとして、中世社会の有り様を探索していきたい。

- 1 戦後の中世史研究は、東国国家論・権門体制論・在地領主制論・顕密体制論などの国家論・体制論によって先導されてきた。次に代表的な論考を紹介し、詳細は割愛させていた。石母田正「中世的世界の形成」東京大学出版会、一九五七、佐藤進一「日本の中世国家」岩波書店、一九八三、黒田俊雄「日本中世の国家と宗教」岩波書店、一九七五。
- 2 一九八〇年代後半、「日本の社会史」シリーズ(岩波書店)の刊行は象徴的といえよう。
- 3 「崇徳院怨霊の研究」思文閣出版、二〇〇一。なお、山田氏には次の論考もある。「源頼朝の怨霊観」「中世仏教の展開とその基盤」大蔵出版、二〇〇二、「跋扈する怨霊―祟りと鎮魂の日本史―」吉川弘文館、二〇〇七。
- 4 「頼朝の精神史」講談社、一九九八。なお、山本氏は、北条氏につきまとう怨霊鎮魂問題についても言及されている(『日本の歴史9 頼朝の天下草創』講談社、二〇〇一、第六章)。
- 5 「日本の歴史12 室町人の精神」講談社、二〇〇一、一―三頁。
- 6 「大飢饉、室町社会を襲う!」吉川弘文館、二〇〇八、二九―三六頁。
- 7 後鳥羽院怨霊・後醍醐天皇怨霊の鎮魂問題については、次の論考がある。八木聖弥「怨霊思想と天龍寺創建」「太平記的世界の研究」思文閣出版、一九九九、徳永誓子「水無瀬御影堂と臨濟宗法灯派」『日本宗教文化史研究』八(二)、二〇〇四、同「後鳥羽院怨霊と後嵯峨皇統」『日本史研究』五一二、二〇〇五、布谷陽子「承久の乱後の王家と後鳥羽追善仏事」『中世の地域と宗教』吉川弘文館、二〇〇五、森茂暁「後醍醐天皇―その怨霊と鎮魂、文学への影響―」『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六(初出は『九州史学』一二六、二〇〇〇)など。一方、安国寺・利生塔については、次の論考がある。辻善之助「安国寺利生塔考」『日本仏教史研究』岩波書店、一九八三(初出は『日本仏教史の研究』金港堂書籍、一九一九)、今枝愛真「安国寺・利生塔の設立」『中世禅宗史の研究(復刊版)』東京大学出版会、一九七八(初版は一九七〇)、松尾剛次「日本中世の禅と律」吉川弘文館、二〇〇三、西山美香「法観寺八坂塔「利生塔」の再興」『武家政権と禅宗―夢窓疎石を中心に―』笠間書院、二〇〇四(初出は『伝承文学研究』五一、二〇〇二)など。
- 8 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」東京大学出版会、一九九五、四四―五七頁。
- 9 川合康「武家の天皇観」『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四(初出は『講座 前近代の天皇』統治的諸機能と天皇観』青木書店、一九九五)を参照。
- 10 たとえば、吉田経房は、法住寺合戦を堅固闘争時代に起った数々の動乱のなか随一と歎き、その原因を崇徳院怨霊の蠢動にもとめている(『吉記』寿永二年十一月十九日条)。
- 11 朝廷では法住寺合戦直後から崇徳院怨霊の鎮魂対策が議論され(『百鍊抄』寿永二年十一月廿五日条など)、やがて保元の乱の戦場である春日河原に新たな鎮魂施設(のちの粟田宮)が建立された(『吉記』『百鍊抄』元暦元年四月十五日条)。

- 12 この願文については、多賀宗集『慈円の研究』吉川弘文館、一九八〇、二九六頁以下に詳細な分析がある。以下、この願文に関する叙述は、多賀氏の論を踏まえている。
- 13 以下、史料は読み下して引用する。引用史料の原文は、注44以下に掲げておいた。なお、史料の傍線は引用者による。
- 14 頼経が征夷大將軍の宣旨をうけるのは、嘉祿二年（一二二六）のことである。つまり、当時鎌倉における頼経の地位は、將軍候補者にすぎなかった。慈円がこの事情を知らなかったはずはなく、「將軍」という表現は、文武問わず、九条家による天皇補佐を末代の道理と位置づけようとした慈円の願望から生じたものだろう。慈円の道理観については、大隅和雄『愚管抄を読む―日本中世の歴史観―』講談社、一九九九（初版は一九八六）を参照。
- 15 最後に「主人若し衰患あるか」とみえるが、「主人」としては政子と泰時が想定される。今のところ決め手はなく、断定は差し控えたい。ただ、天台座主の慈円が女性の政子を「主人」と呼ぶのは考えにくく、尼將軍政子の政治権力を否定するわけではない、さしあたって泰時を指すものと解釈しておく。
- 16 速水侑『呪術宗教の世界―密教修法の歴史―』塙書房、一九八七、五九―六四頁。
- 17 『華頂要略』巻第五五・上・古證文集。
- 18 『血脈類集記』第七、『野沢血脈集』巻二、『高野春秋』巻八を参照。なお、良印の出自などについては、太田直之「中世高野山の勸進活動」『日本史研究』五三七、二〇〇七、七―一頁を参照。
- 19 『大日本仏教全書』巻八七卷・寺誌部五所収。原漢文。
- 20 太田直之「中世高野山の勸進活動」『日本史研究』五三七、二〇〇七、五頁。
- 21 『高野春秋』巻第八・暦仁元年三月十七日条。
- 22 『吾妻鏡』承久三年十月十三日条、『鎌倉年代記裏書』承久三年十月廿三日条を参照。
- 23 この仏事の沿革についての以下の叙述は、白井優子「入定伝説の展開」『院政期高野山と空海入定伝説』同成社、二〇〇二、二五―八頁による。
- 24 『和歌山県史』古代史料二、鎌倉時代49号。
- 25 追塩千尋「阿育王伝説（二）―中世―」『日本中世の説話と仏教』和泉書院、一九九九（初出は「中世日本における阿育王伝説の意義」『仏教史学研究』二四（二）、一九八二）を参照。
- 26 『鎌倉年代記裏書』建久九年条、『平家物語』巻十二、『北条九代記』。
- 27 元和四年古活字本『承久記』下巻（『古典文庫』六八所収）、『承久戦物語』巻第六。
- 28 定豪については、次の論考を参照。上田敏代「鎌倉止住僧定豪について」『学習院史学』三三、一九九五、湯山学「定豪とその門流」『鶴岡八幡宮の中世的世界』自費出版、一九九五、平雅行「定豪と鎌倉幕府」『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八。
- 29 『吾妻鏡』寛喜二年十一月十三日条。
- 30 伊藤喜良「中世における天皇の呪術的権威とは何か」『歴史評論』四三七、一九八六（後に同『日本中世の王権と権威』思文閣、

一九九三に再録)。後述する祓と祭の機能についても、この論考を参照。

- 31 『吾妻鏡』 承久元年七月廿六日条。  
32 『吾妻鏡』 元仁元年六月六日条。  
33 『吾妻鏡』 貞永元年閏九月十日、嘉禎元年十二月廿七日、延応元年十一月六日、建長四年八月六日、弘長元年二月二日条。  
34 生嶋輝美「鎌倉武士の死刑と斬首―『吾妻鏡』・軍記物にみるその観念と作法―(下)」「文化史学」五五、一九九九、一二〇―一二五頁を参照。以下の事例については、生嶋氏の研究、五味文彦氏の研究(「文献からみる鎌倉の死の様相」『中世都市鎌倉と死の世界』高志書院、二〇〇二)に負うところが多い。なお、都市鎌倉の周辺部の性格については、石井進氏による先駆的研究がある(「都市鎌倉における『地獄』の風景」『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一、「坂と境」『日本民俗文化大系6 漂泊と定着』小学館、一九八四、「日本の中世1 中世のかたち」中央公論新社、二〇〇二、一三二―一八八頁など)。  
35 『吾妻鏡』 文治二年閏七月廿九日条。  
36 『吾妻鏡』 建保元年五月三日条。  
37 『沙石集』 卷二ノ四。  
38 『吾妻鏡』 承久三年八月二日条。  
39 『吾妻鏡』 嘉祿二年五月四日条。  
40 『吾妻鏡』 治承四年十月廿六日条、養和元年七月廿一日条。  
41 『吾妻鏡』 建保元年五月四日条。  
42 『吾妻鏡』 建久三年二月廿四日条。  
43 「関東初例」の靈所祓が行われた元仁元年(一二二四)には、

四角四境祭も行われているが(『吾妻鏡』同年十二月廿六日条)、これまた同じ脈絡から理解できよう。四角四境祭とは本来宮城の四角、平安京を囲む四境で邪氣の内側への侵入を防ぐため行う祭のことだが、幕府でもそれに倣って靈所祓・祭同様、元仁元年(一二二四)行われることとなったのである。この時鎌倉の四境としてあがっている場所は、東の六浦、南の小壺、西の稲村、北の山内である。六浦はいうまでもないが、小壺は杜戸や田越へ開かれている地域であり、稲村は固瀬河をさすから(『吾妻鏡』嘉禎元年十二月廿日条)、基本的に四角四境祭と靈所祓・祭の施行場所が一致していることがわかる。また、北の山内は小袋坂をさすが(『吾妻鏡』嘉禎元年十二月廿日条)、ここはかつて処刑の場として機能し、地獄谷と呼ばれたところである。要するに、四角四境祭の行われる場所も靈所祓・祭のそれと同様、処刑・梟首・首実検の場だったのである。なお、四角四境祭については、伊藤喜良「四角四境祭の場に生きた人々」『歴史』六六、一九八六(後に同「日本中世の王権と権威」思文閣、一九九三に再録)、高橋昌明「境界の祭祀―酒吞童子説話の成立―」「日本の社会史第2巻 境界領域と交通」岩波書店、一九八七、甲田利雄「四角祭老」『陰陽道叢書4 特論』名著出版、一九九三を参照。

44 『史学雑誌』二一六(五)、二〇〇七所収の回顧と展望「日本中世史分野の総論(勝山清次氏執筆)」を参照。

\*引用史料の原文  
史料一「慈円願文」

金剛仏子 久發大願、齡已七旬、(中略)、爰仏子及知命歳之後、為前座主之間、重思慮三世、發無二大願、奏上皇達執柄、建立伽藍、始置大善、一者大懺悔之道場、(中略)、以此修善、一向資怨靈雅器之授苦、致国土安穩之祈請、二者熾盛光之壇場、長日行法六座、今輪・仏眼・藥師・不動・熾盛光・法華是也、(中略)、抑上皇任何可被建立御願寺、而今無其地云々、仍以白河旧房師跡之地進院序、則建立供養、如叡慮被逐早畢、經十五箇年之後、忽亦被破渡他所了、(中略)、仏子渡道場於他処、企広大之興隆、其大成就院堂舍爰上忽訖、則其年又造宮、四五年之後、承久二年又炎上訖、同三年有此天下大事、六月東將打入洛中之後、一向亦退転敷座行法、(中略)、以元久元年三月八日、始修上件行法等等之後、至于去年既十八箇年也、(中略)、因茲仏子更亦憑法之冥加、帰仏之機感、属師跡之勝地最勝四天王院旧跡、建立三箇之道場、欲始敷座行法、(中略)

于時貞応元年十二月日啓白仏前、為知祈請之始終、冥感之首尾也、

重請、案之、今將軍若君者、則前撰政殿下賢息、外祖者前太政大臣也、(中略)、末代之治國、道理之至極也、仍武家息災安穩、転禍為福者、王法之本意、利生之素懷也、次此大成就院勤行者、一向為將軍御祈、欲興行件等顯密甚深法也、若然者、今更殊以件等行法分置山洛、抽懇念無懈怠之条、將軍御扶佐人々、二品禪尼御同心、尤□処分可成其寔者也、將軍御祈者、惣以武士等祈禱也、其中為二品御沙汰、具仰合人々、以此大成就院熾盛光法等、可為將軍御祈並公家御祈願之由、可被仰下也、(中略)、如此之道理、爭無其沙汰哉、仍乍恐所計申也、新法皇御早世、義時朝臣頓滅、

大乱勝負之後、依冥衆擁護、天下雖無違乱、依祈請遲引、主人若有衰患歟、凡道理之所露頭、更以不可有疑殆歟。

史料二「太政官符」

太政官符 南海道諸国司

應令伝灯大法師位良印勸進国内修造紀伊国高野山大塔事右、得良印去月十二日奏状稱、謹考旧貫、大塔者弘法大師草創之基跡也、(中略)、延喜年中国司収公、故明神成崇、忽及玉体之不予、寛弘之比、寺領牢籠、故天下不靜、(中略)、仍二代共下官符、如旧直改寺領、彼時又付成功、依被修造彼塔、国土安穩人民豊樂、(中略)、早任二代之佳例、雖宜申付成功、国家之大當非少、人民之勤役無隙、只發棘心之弘願、欲勸檀那之施与、(中略)從二位行權中納言源朝臣通方宣、奉 勅、勸進京畿七道、宜令修造者、諸国承知、依宣行之、符到奉行、(中略)

貞応元年五月十二日

史料三「北条義時下知状」

紀伊国高野山大塔修造事、勸進上人良印所申賜官符也、子細載状、五畿七道之間、將軍家之家人・地頭・住人等之中、有情之輩、各隨堪可奉加之状、依仰下如件、

貞応元年九月廿五日

前陸奥守平(花押)

史料四「関東御教書案」

高野山大塔五畿七道致勸進可造立之旨、良印上人被仰付畢、大衆合力、早速可達成風之功者、為新寄進泉州池田郷遣之、全可寺納、亦可抽国家快樂之丹誠者也、仍執達如件、

貞応二年二月十六日

前陸奥守

史料五「後白河院序下文」

院序下 備後國在庁官人等

可早以当国大田庄為金剛峯寺根本大塔領充長日不断金剛胎藏而  
部大法用途料事

右、得彼寺沙門鑊阿今月三日解狀僞、謹檢案内、当寺者秘蜜上乘  
興隆之仁祠、弘法大師入定之古廟也、(中略)、然間近年以降、逆  
乱旁起、華夷不閑、存者朝朝暮暮抱怖畏、亡者招生生世世苦果、  
聞之思之、焦魂焦肝、更以何計可対治、又以何縁可引導、情憶利  
益之甚深、不如蜜教之功力、蜜教諸行之中、以大日為最尊、因茲  
於当山根本大塔、昼夜不断可勤修金剛胎藏而界供養法也、(中略)、  
任申請、以彼庄所当、為充長日不断金剛胎藏而部大法用途、永所  
被寄置根本大塔領也、迄至未来際、更勿致牢籠、在庁官人并庄宜  
承知、依件用之、敢不可違失、故下、

文治二年五月 日 (下略)。

史料六「吾妻鏡」文治二年七月廿四日条

廿四日己亥、為仙洞御願、為被宥平家怨靈、於高野山、被建立大  
塔、自去五月一日、被行嚴密御仏事、而供料所、以備後国太田庄、  
加御手印、今日所被奉寄也、但土肥弥太郎成妨之由、依其訴出来、  
殊被仰下之間、早可退出庄家之旨、今日二品令下知給之云々。

史料七「吾妻鏡」嘉祿元年九月八日条

八日丙寅、於多胡江河原、為立八万四千基石塔、弁僧正門弟等相  
具之、武州・駿州・三浦駿河前司以下被行向之、被沙汰云々。